「砂防事業の評価手法に関する研究会」の開催について

〇 開催趣旨

砂防関係事業の事業評価については、平成10年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価を実施し、平成15年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成24年3月)」、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成24年3月)」、「地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成24年3月)」、「急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)(平成11年8月)」(以下、「マニュアル(案)」という)等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

さらに、国土交通省所管公共事業においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成30年3月に「国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領」及び「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」を策定して新規採択時評価及び再評価を実施することとしている。事業種別ごとの詳細な実施方法については、「国土交通省公共事業の新規採択時評価実施要領」第5の1(1)、「国土交通省公共事業の再評価実施要領」第5の1(1)において、「事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会に意見を聴くものとする」こととされている。

砂防関係事業の費用便益分析の実施については、近年の水害・土砂災害を踏まえた被害率の最新値への更新、土砂災害防止法に基づく基礎調査の進展に伴い被害想定区域の土砂災害警戒区域への変更等、マニュアル(案)の改定を行い高度化を図る必要がある。また、急傾斜地崩壊対策事業においては、他の砂防関係事業と評価項目の整合を図るマニュアル(案)の改定を行い、加えて新規採択時評価の実施要領細目及び再評価実施要領細目を改定し位置付ける必要がある。

このため今般、本研究会を開催し、検討を行うものである。